

## 第6回流域治水推進審議会 議事概要

1. 開催日時 令和2年9月15日（火）13:30～14:10
2. 開催場所 Web会議および滋賀県庁北新館5-D会議室

### 3. 出席者

流域治水推進審議会委員

上田委員、大杉委員、大村委員、菊池委員、北井委員、多々納委員（会長）、中川委員、中谷委員、西谷委員、山下委員

事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

### 4. 内容

議第1号 「重点地区における取組のあり方検討部会」の設置について

議第2号 「滋賀県流域治水推進審議会運営要領」の策定について

<配布資料>

- ・議事次第、資料一覧、委員名簿、条例および施行規則、議事一覧
- ・議第1号 「重点地区における取組のあり方検討部会」の設置について  
重点地区における取組のあり方検討部会運営要領（案）
- ・議第2号 滋賀県流域治水推進審議会運営要領（案）

### 5. 概要

#### 5.1 「重点地区における取組のあり方検討部会」の設置について

事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第1号】

<質疑・応答>

委員) 部会の設置については趣旨を理解しました。専門分野である土地の価格については後追いで決まるものなので、どこまで意見を言えるかわかりませんが、想定されることなどは専門家として意見できますので、部会の委員として参加することに異議はありません。

会長) 他の部会委員を予定している方々の内諾状況を、事務局から報告をお願いします。

事務局) 部会委員を予定している7名すべての方に快諾いただいています。

会長) ここに名前があがっている以外の方で、部会に参加したい方はいらっしゃいますか。

※特に反応なし

会長) 土砂災害防止法では、平成26年8月の広島での土砂災害以降、土砂災害警戒区域の基礎調査終了後、すぐに調査結果を公表することにしました。そのことについて、何かコメントや意見があれば、部会の開催に先立ち聞いておきたいです。

委員) 広島での土砂災害の時は、広島県の職員とも話をしました。土砂災害警戒区域の指定は、

対策も含めて指定を考えてしまうので、これまでどうしても指定が遅くなっていた。そこで、まずは土砂災害警戒区域を知ってもらい、いざといったときには避難してもらおうということを、注意喚起することが緊急に必要なだったので、基礎調査結果を公開し、その後土砂災害警戒区域を指定するということになったと聞いています。

会長) 現在、土砂災害警戒区域を指定するときに地域合意が必要なのかなのかはまた整理してほしいが、その後、滋賀県でも土砂災害警戒区域の指定は進んでいます。平成26年8月豪雨時には、すでに滋賀県流域治水推進条例はできており、その当時から調査終了時点で区域を公開するといった議論はあり、自分は意見として言っていました。

ただ、流域治水条例の制定が議会で議論される経緯の中で、浸水警戒区域指定時の地域合意が強く言われ、地域合意前提で条例が議会を通ったということもあり、今のような手続きにしばらく落ち着いています。したがって、時間がかかるのは当然という状況です。

しかし、条例制定から時間もたち、県も考えを変えてきたのかと思いますが、部会では、その辺を踏まえた議論をお願いしたいと思っています。

事務局) 流域治水条例制定時に、条例には書かれていませんが、地域合意形成を図った上で浸水警戒区域の指定をするということになり、現在1地区の指定に取組開始から4～5年かかっています。

そのような中、特にリスクが高いエリア内に、少なくとも24軒の家屋が新しく建っています。このことについては、県としても反省していくべき点もあると考えていることから、部会では委員の皆様に貴重なご意見をいただきたいと考えています。

会長) 法的には浸水警戒区域の指定をしていないのに規制をかけるということではできないだろうけど、それがなくてもできることがあるのだろうと思うので、可能な方策を考えていくということになると思います。

いいアイデアがあれば、ここで披露してもらいたいのですが、何かありますか。

委員) そのようなアイデアがあるのであれば、これまでに提案していると思うので、今のとるアイデアはありません。

それとは別に部会の議論のことで確認しておきたいことがあります。

土砂災害警戒区域の指定の仕方については、浸水警戒区域指定の仕方を考えるときに、当時の県の担当者も含め意識していたと思いますが、土砂災害警戒区域のやり方をそのままもってくるというわけにはいかなかったと記憶しています。

そこで、質問ですが、部会では「地域合意」というものをなくすということまで議論できるのか。それとも「地域合意」の上で指定するという事は残していくのが大前提なのか、つまり、今のようなきわめて丁寧な時間をかけたやり方を「地域合意」とするのか、それともこれ以外のもっとスピーディーな形を「地域合意」とするのか、といったようなことを議論するのかを、県に確認しておきたい。

事務局) 何をもち「合意形成」とするのかということは、県としても悩んでおり、「地域合意」というものをどの程度かと考えるのが難しい。そのようなことも含めて部会では議論をお願いしたい。

会長) 先ほど委員が聞かれたのは、「地域合意」を前提としないという結論になってもよいのかということだったが、今の事務局の答えであれば、「地域合意」は前提のままで、「地域合意」の中身を議論するということだと理解したが、それでよろしいか。

事務局) 「合意形成」を反対の人が一人もないという状況ではなく、制度の趣旨を理解したといったことでよしとするのかといったことを考えたいということである。

会長) 県として「地域合意」なしでも指定することに変更するのだろうか、と言った腹のくくり方を質問されていると思うが。

地域合意を経ずとも区域指定するという土砂災害警戒区域の指定方式をとるというのも一つだが、それをしようと思うと議会との調整も必要になってくるだろう。もしこの部会でそのような結論を出したときに、それを議会に挙げていこうとしているのかそうでないのか。

部会で議論をするには、このようなことが境界条件になるので、部会開催までに事務局として考えをまとめておいてほしい。

第1号議案については、原案のとおり進めるということでもよろしいか。

※反対なし。

では、第1号議案については妥当と認めることとします。

## 5.2 「滋賀県流域治水推進審議会運営要領」の策定について

事務局より議事内容について説明

### 【説明資料：議第2号】

会長) 本件についてご意見はありますか。

よりフレキシブルに会議が開催できるということなので、ご意見はないと思いますが。では、第2号議案について、原案のとおり進めるということでもよろしいか。

※反対なし。

では、第2号議案についても妥当と認めることとします。

—以上—